

## 尾張旭市議会意見交換会実施要綱

(令和3年3月22日 議会運営委員会確認)

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 意見交換会の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議会及び議員の活動について理解を深める。
- (2) 市民の様々な意見を参考にし、政策提案機能の強化を図り、市政に活かす。

(開催の要請及び申込等)

第3条 意見交換会の開催を要請しようとする常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）は、尾張旭市議会意見交換会開催要請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）は、開催希望日（ただし議会の会期中を除く。）の3か月前までに、尾張旭市議会意見交換会開催申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 団体等の規約又は会則若しくはこれに類する書類
- (2) その他議長が必要と認める書類

(意見交換会の開催と決定)

第4条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見交換会開催の可否を決定し、意見交換会のテーマに関連する委員会若しくは議員を指名し、全議員に報告するものとする。

- (1) 委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 団体等から申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、前項の規定により開催の可否を決定したときは、次の各号に掲げるとおり通知する。

- (1) 開催する場合 尾張旭市議会意見交換会開催決定通知書（様式第3号）  
（以下「決定通知書」という。）

なお、開催の決定を受けた団体等は、決定通知書受理後1か月以内に参加者名簿を議長宛に提出するものとする。

- (2) 開催しない場合 尾張旭市議会意見交換会非開催決定通知書（様式第4号）

(公平性の確保)

第5条 同一又は類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内は開催しないこととし、前回の開催から1年以内は開催しないものとする。

(議題)

第6条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

(日程及び会場)

第7条 意見交換会の日程及び会場は、委員会若しくは議長が指名した議員が団体等と調整の上、決定する。

(出席議員)

第8条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テーマに関する常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が指名する議員

(意見交換会の運営)

第9条 意見交換会における司会進行は委員会等により決定し、記録者2名を選任する。

(記録及び報告)

第10条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、1か月以内に取りまとめ、意見交換会報告書（様式第5号）により議長へ提出するものとする。

(対応及び公表)

第11条 議長は、前条の報告書の提出があったときは、意見等の対応方針協議を行い、速やかにその内容を市議会ホームページ及び市議会だよりに掲載し、公表する。

(次第)

第12条 意見交換会は、1時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会挨拶

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会若しくは議長

が指名した議員において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



様式第2号（第3条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会開催申込書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

団体の名称

代表者住所

氏名

電話番号

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により議会意見交換会の開催を申し込みます。

記

意見交換の テーマ	テーマ：	
	(補足説明)	
希望日時	第1希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第2希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第3希望	年 月 日 ( ) 時 分 ~
参加予定 人数		
会場		
備考		

※希望日時は、第3希望までご記入ください。なお、会議の都合等により希望に沿うことができない場合もありますので、ご了承ください。

尾張旭市議会意見交換会開催決定通知書

年 月 日

様

尾張旭市議会議長

年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

実施日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
備考	

様式第4号（第4条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会非開催決定通知書

年 月 日

様

尾張旭市議会議長

年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり開催しないことと決定しましたので通知します。

記

（開催しない理由）

様式第5号（第10条第1項関係）

意見交換会報告書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

委員名（議員名）

意見交換会実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
出席議員	
参加人数	人
団体名	
テーマ	
主な意見 ・提言等	